

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第110号

令和2年6月2日火曜日 第110号

◇ 目 次 ◇
告 示

地籍調査の成果の認証	(農政課) 432
	(森林整備課)432
土地改良区の定款変更の認可(2件)	(東予地方局農村整備課) 432
土地改良区役員の就退任の届出(2件)	
	(中予地方局農村整備第一課) 433
	(") 433
土地改良区の定款変更の認可	(南予地方局農村整備課) 434
	(南予地方局八幡浜土木事務所) 434
道路の区域変更(県道宇和高山線)	(南予地方局西予土木事務所) 434
人事委員	員会規則
愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲	目を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)434
公営企	業公告
愛媛県立新居浜病院統合ネットワーク導入事業の借入れ	(公営企業管理局総務課) 436

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第624号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
今治市	立花町 3 丁目等 11単位区域	平成30年度から 令和元年度まで	今治市立花町3丁 目等11単位区域の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年6月2日

○愛媛県告示第625号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 今治市吉海町名2207の21、2207の22
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第626号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西条市三芳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西条市橘土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第628号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任 した旨の届出があった。

令和2年6月2日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名		名	住	所	
理事	橋	本	憬	範	新居浜市郷五丁目8番36号	
"	渡	辺	_	郎	新居浜市郷四丁目18番41号	
"	小	野	展	義	新居浜市郷三丁目12番32号	
"	山	本	孝	_	新居浜市郷三丁目 9 番21号	

"	加	地	義	雄	新居浜市落神町 7番75号
"	Ξ	宅	榮	男	新居浜市宇高町一丁目12番16号
"	髙	橋	耕	治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	藤	田	明	男	新居浜市宇高町二丁目10番28号
"	佐久	木		修	新居浜市宇高町三丁目12番63号
"	荒	巻		東	新居浜市田の上一丁目7番3号
"	岩	崎	紀	生	新居浜市田の上四丁目 5番43号
"	石	井	俊	_	新居浜市八幡二丁目1番24号
"	横	井	裕	崇	新居浜市沢津町二丁目9番7号
"	小	野	輝	雄	新居浜市沢津町二丁目7番33号
"	横	井	平	和	新居浜市沢津町二丁目 9番38号
"	神	Щ	克	洋	新居浜市沢津町二丁目 1番45号
監事	柴	田	誠	治	新居浜市郷一丁目 4番27号
"	神	野	信	治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	小	野	和	男	新居浜市沢津町三丁目 6番18号
"	塩	崎	千	賀	新居浜市庄内町五丁目10番4号
	ı				

退任

役員の種類	氏			名	住	所	
理事	橋	本	憬	範	新居浜市郷五丁目8番	36号	
"	渡	辺	_	郎	新居浜市郷四丁目18番	41号	
"	小	野	展	義	新居浜市郷三丁目12番	32号	
"	小	野		健	新居浜市神郷二丁目6	番12号	
"	加	地	義	雄	新居浜市落神町 7番75	5号	
"	Ξ	宅	榮	男	新居浜市宇高町一丁目	12番16号	
"	髙	橋	耕	治	新居浜市宇高町二丁目	2番21号	
"	高	橋	百台	夫	新居浜市宇高町五丁目10番47号		
"	長	尾	重	宏	新居浜市宇高町二丁目	12番13号	
"	宮	崎		勉	新居浜市高田一丁目8	番55号	
"	岩	崎	紀	生	新居浜市田の上四丁目	5 番43号	
"	石	井	俊	_	新居浜市八幡二丁目1	番24号	
"	石	Щ	Ξ	朗	新居浜市沢津町二丁目	6 番36号	
"	小	野	輝	雄	新居浜市沢津町二丁目	7番33号	
"	横	井	平	和	新居浜市沢津町二丁目	9 番38号	
"	神	Щ	克	洋	新居浜市沢津町二丁目	1番45号	
監事	柴	田	誠	治	新居浜市郷一丁目4番	27号	
"	安	藤		功	新居浜市桜木町 6番20)号	
"	小	野		彪	新居浜市沢津町二丁目	7番38号	

○愛媛県告示第629号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

令和2年6月2日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名		名	住	所	
理事	小	野	光	廣	新居浜市吉岡町13番32号	
"	山	本	佑	造	新居浜市西泉町7番8号	
"	髙	橋	征	Ξ	新居浜市星原町13番16号	
"	星	河	米	_	新居浜市星原町10番27号	

"	西原	 力	新居浜市本郷一丁目8番41号
"	土屿	支 清 重	新居浜市横水町13番17号
"	片上	二和彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	宮崎	奇 雄二郎	新居浜市滝の宮町 4番35号
"	白石	可太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	横 ╽	山 弘 昌	新居浜市徳常町 5 番45号
監事	大 濱	星 眞 一	新居浜市土橋一丁目8番4号
"	飯塚	家信 也	新居浜市政枝町一丁目5番1号
"	白石	和久	新居浜市西町 5 番28号

退任

役員の種類	氏		名		住 所		
理事	小り	野	光	廣	新居浜市吉岡町13番32号		
"	山本	本 1	佑	造	新居浜市西泉町7番8号		
"	髙	喬 1	征	Ξ	新居浜市星原町13番16号		
"	星;	可	* -		新居浜市星原町10番27号		
"	西原	京	カ		新居浜市本郷一丁目8番41号		
"	±ι	吱 氵	清重		新居浜市横水町13番17号		
"	片 _	上表	和	彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号		
"	宮『	帝 加	雄二	郎	新居浜市滝の宮町4番35号		
"	白石	石 右	初太	郎	新居浜市徳常町 3 番11号		
"	髙	喬 -	_	博	新居浜市西町3番9号		
監事	大	睪点	眞	_	新居浜市土橋一丁目8番4号		
"	飯均	冢 亻	信	也	新居浜市政枝町一丁目5番1号		
"	藤	H 3	幸	隆	新居浜市西喜光地町 4 番40号		

○愛媛県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 北条市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

- 111. - 1. 111 - 111. - 111 - 111. - 111 - 111. -

令和2年6月2日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏	名	住 所		
理事	石 丸	泰	松山市福角町甲523 - 3		
"	井 上	淳 司	松山市福角町甲1311 - 3		
"	髙 橋	元	松山市福角町甲591		
"	七五三	琢	松山市福角町甲892 - 3		
"	西 山	義明	松山市福角町甲1657		
"	柳原	幸治	松山市福角町甲778		
"	乗 松	稔	松山市福角町甲383		
"	乗 松	修	松山市福角町甲388 - 1		
"	井 上	健司	松山市福角町甲1269		
監事	西山	貞 明	松山市福角町甲1651 - 1		
"	柳原	重徳	松山市福角町甲575 - 3		

YES IT						
役員の種類	氏 名		名	住	所	
理事	柳	原	健	=	松山市福角町甲340	
"	西	Щ	秀	和	松山市福角町甲1656	
"	七丑	5Ξ		琢	松山市福角町甲892 - 3	
"	岡	本		勝	松山市福角町甲849 - 3	
"	高	橋	英	治	松山市福角町甲1500 - 1	
"	石	丸		泰	松山市福角町甲523 - 3	
"	柳	原	重	徳	松山市福角町甲575	

柳 原 一 嗣 松山市福角町甲793-1

"	乗	松	達	夫	松山市福角町甲394 - 1
"	井	上	淳	司	松山市福角町甲1311 - 3
監事	西	Щ	貞	明	松山市福角町甲1651 - 1
"	乗	松	俊	文	松山市福角町甲828 - 2
"	石	丸	正	樹	松山市権現町甲128 - 1

○愛媛県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 長浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第633号

"

银 任

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区間	旧別	日・新	敷 地 の幅 員	延長	備考
ı	浴	八楼运程市镇	八幡浜市保内町川之石1番耕地56番4地先	から	旧	メートル 8 2~12 5	キロメートル 0 386	
	県 道 八幡浜保内線		同町宮内 1 番耕地160番 5 地先まで		新	17 .0 ~ 25 .1	0 386	

○愛媛県告示第634号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
IE 'X	空和克山柏	西予市明浜町高山乙1014番5から 同町高山乙1013番3まで		旧	メートル 11 .0 ~ 16 .5	キロメートル 0 .177	
県道	宇和高山線	西予市明浜町高山乙1014番5から 同町高山乙1013番4まで		新	16 5~35 D	0 .177	

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 185

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年6月2日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改 正	後				Ē	改 正	前	
,	引表 (第 2	条、第3条関	係)		別	表(第2	条、第	3条関	係)		
	委託地					委託地					
	方公共	機	関	職		方公共		機	関	職	
	団体					団体					

	₹ 1H 2	0 /	/] _ [
省略				
松前町	省略			
	町長部局	本庁		部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに 限る。) 財政課長補佐 総務課職員係
				長 財政課財政係長
	省略			
砥部町				
	町長部局	本庁		課長 会計管理者 総務課長補佐
				事係長 総務課財政係長
		省略		
	省略			
内子町	省略			
	町長部	省略		
	局	出先	省略	
		機関	五十崎こど も園	省略
	教育委	省略		
	員会	教育	省略	
		機関		
	ط سارار		省略	
伊士町	省略			
伊方町	町長部	本庁		課長 課付課長 会計管
	局			理者 総務課総務管理室
				長 総合政策課財政管理
				室長 総務課総務管理室
				主任 総合政策課財政管 理室主任(予算を担当す
				るものに限る。)
		—		
		省略		
	省略	省略		

	1			Г
省略				
松前町	省略			
	町長部	本庁		部長 理事 課長 会計
	局			管理者 総務課長補佐
				(人事を担当するものに
				限る。) 財政課長補佐
				<u>(予算を担当するものに</u>
				限る。) 総務課職員係
				長財政課財政係長
	省略			
砥部町	省略			
	町長部	本庁		課長 会計管理者 総務
	局			課長補佐 <u>(人事を担当す</u>
				るものに限る。) 企画
				財政課長補佐 総務課人
				事係長 企画財政課財政
				係長
		省略		
	省略			
内子町	省略			
	町長部	省略		
	局	出先	省略	
		機関	保育園	省略
	教育委	省略		
	員会	教育	省略	
		機関	学校給食セ	 所長
			ンター(内	
			子学校給食	
			センターに	
			限る。)	
			省略	
	省略		l	
伊方町	省略			
	町長部	本庁		課長 会計管
	局			理者 総務課総務管理室
	1			長 総合政策課財政管理
				中日 松碧田十年 / 1 市
				室長 総務課主任(人事
				至長 総務課主任(人事を担当するものに限
				を担当するものに限
		省略		を担当するものに限

備考 省略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業公告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月2日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

愛媛県立新居浜病院統合ネットワーク導入事業

(2) 借入物品名及び数量 愛媛県立新居浜病院統合ネットワーク 一式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による

(4) 借入期間

令和3年8月1日から令和9年7月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立新居浜病院(愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号)

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該 当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 平成25年4月1日以降において、日本国内で原則200床以上の一般病床を有する病院の医療情報システム系ネットワーク及び院内LAN(インターネット系ネットワーク)の構築を主体的に履行した実績を有すること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書等の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話番号 (089)912 2794

(2) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和2年7月1日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。ただし、最終日は午後5時00分まで。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限 令和2年7月1日(水)午後5時00分まで

(4) 開札の日時及び場所 令和2年7月13日(月)午後1時30分 愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す「入札書のほかに提出する書類」を、3(3)に掲げる時間までに3(1)に掲げる場所へ提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Project of Hospital Information System Network Ehime Prefectural Niihama Hospital, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 13 July 2020
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

TEL 089 912 2794

令和 2 年 6 月 2 日 発行 436